



## 精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー (PSW:Psychiatric Social Worker)という名称で、1950年代より精神医療機関を中心に医療チームの一員として活動してきた歴史のある専門職で、1997年に国家資格化されました。

現在では、精神医療領域のみならず行政機関や司法機関、地域の事業所や教育機関等、幅広い領域で活動を行っていて、他分野からの期待も年々高まっています。

私たちはたまたまこころの病を負った事で生活しづらくなった方が、生きづらさはありながらも夢や希望をもって自分らしくありのままの自分でくらすことができるように、共に考えて行動しています。

全ての人が個人として尊重され、共に生きる社会の実現を目指すため、一人ひとりを大切にすることはもちろん、「市民の一員である」という理解をより一層深める社会的な活動を行い、また、誰でも住みやすい地域となるよう、街作りにも積極的に関与しています。



## 精神保健福祉士協会の活動指針

- ①会員の質の向上を目指し、教育・研修事業等の充実を図る。
- ②精神障害者が安定して暮らせる地域を作るために、社会活動の実践を通して啓発活動を推進する。
- ③関係機関及び、関係団体等との連携を強化する。
- ④県民の精神保健福祉の増進に寄与する。



## 沿革

- |       |  |
|-------|--|
| 昭和33年 | 県立病院養心荘に「病棟指導員」採用                      |
| 昭和35年 | 静岡県医療社会事業協会 発足                         |
| 昭和49年 | 日本精神医学ソーシャルワーカー協会静岡支部設立                |
| 平成元年  | 静岡県精神医学ソーシャルワーカー協会へ名称変更                |
| 平成 3年 | 第27回PSW全国大会を熱海市で開催                     |
| 平成12年 | 静岡県精神保健福祉士協会へ名称変更                      |
| 平成21年 | 第45回日本精神保健福祉協会全国大会静岡大会・第8回日本精神保健福祉学会開催 |

身近にいます  
精神保健福祉士

# 精神保健福祉士の仕事

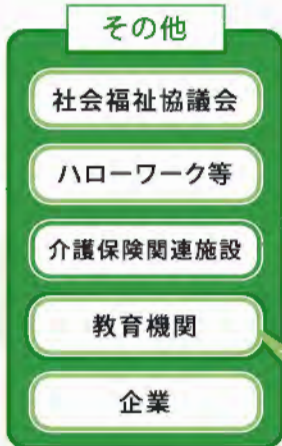
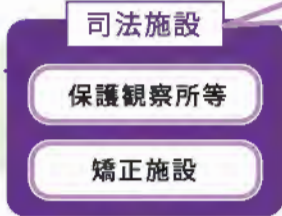
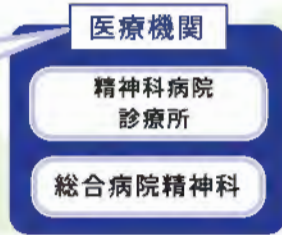
精神保健福祉士は、医療、経済、人間関係、家族問題、就労、権利擁護、住居、教育、介護、余暇など、人の生活のものにかかわっています。必要に応じて関係機関や関係者、福祉サービス等を紹介し、適切に関わることができるよう、日々連携しています。

患者さんが安心して治療を受けられるように各種制度の説明等、生活相談に応じています。また、患者さんが希望する暮らしを営めるように医療チームや関係機関と連携しながら支援しています。そして長期入院者の解消と、新たな長期入院者を生み出さないための取り組みをしています。近年では精神科クリニックで働く精神保健福祉士も増えています。

障害福祉サービスは、地域で生活しているご本人や家族を対象としたサービスで、日常生活における様々な事(洗濯、掃除、調理、買い物、余暇活動等)を対象に支援をしています。通所支援・入所支援・訪問等その方にあったサービスを提供しています。

生活上の困り事について、ご家族から相談に応じ、一緒に考え解決していくための支援を行います。情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な支援も行います。

就労を目指している方、実際に働かれている方の相談にのり、ご本人の希望に合わせて働く場を提供したり仕事に必要なコミュニケーションスキルや対人関係の練習、生活力を高めることを目標に、支援しています。



行政窓口では制度や福祉サービスの申請、精神保健福祉に関する相談や医療受診等の支援を行っています。また特定相談として、依存症やひきこもり等に関する相談、プログラムを提供しています。市民に対して、障害や疾病についての理解啓発にも取り組んでいます。

社会生活の中にある「生きづらさ」が、幾重もの悪循環を遂げ、結果、犯罪行為や重大な他害行為へとつながっていきます。私たちは、ご本人と社会でどのように困っていたのかを確認し、そこに働きかける専門職です。

高齢者の福祉について、ご本人、ご家族、民生委員、ケアマネージャー等から生活上の相談を幅広く受けています。最近では、認知症についての相談が多く、地域で理解を深めるための講座を開催したり、医療機関や行政機関などと協力して誰もが住みやすい街づくりに取り組んでいます。

児童生徒の問題について、家庭、学校、地域などの環境に働きかけたり、関係機関とのネットワーク構築、連携、調整を図ったりします。また、保護者や教職員等に対する相談や情報提供を行うなど、解決に向けて支援をしていきます。